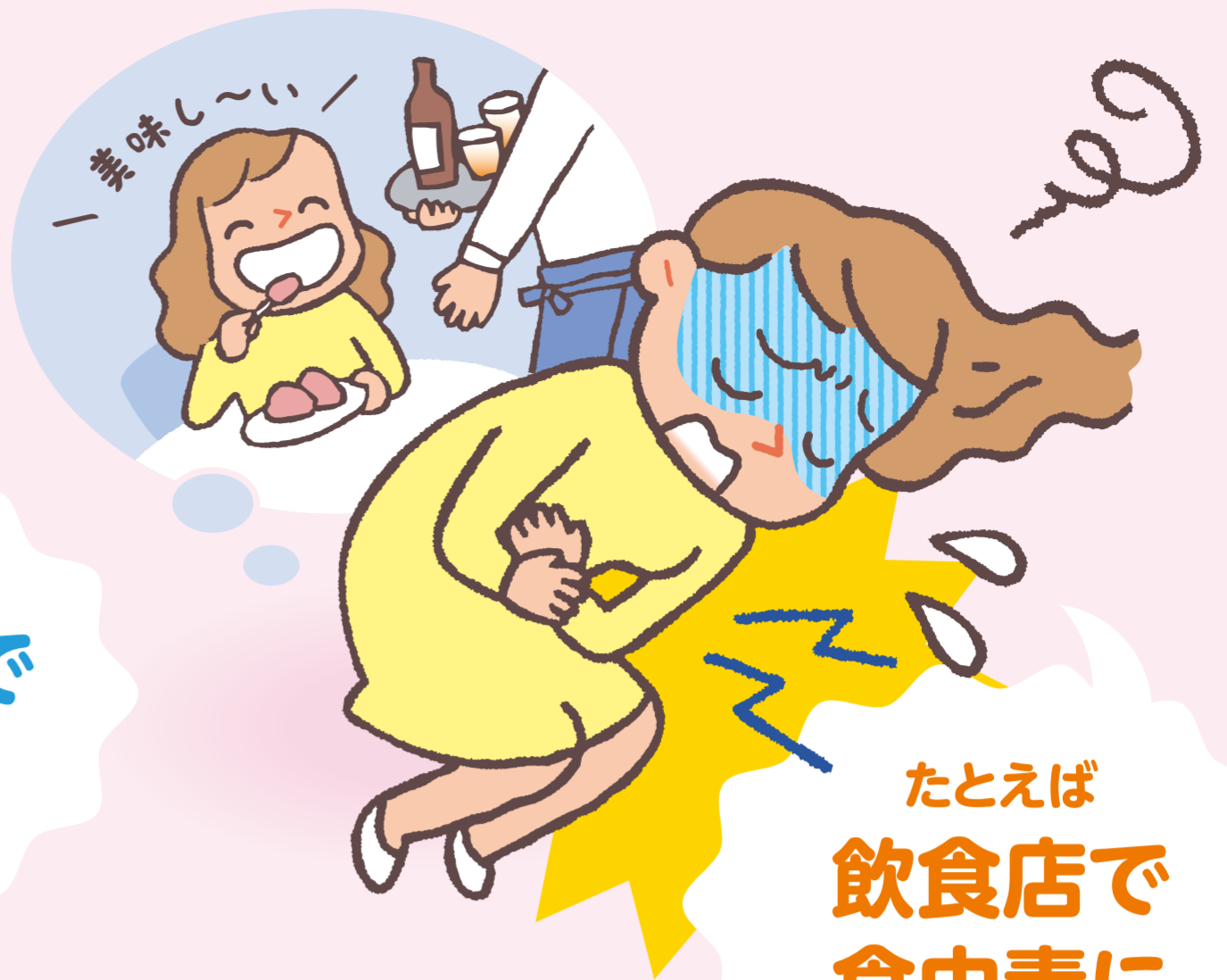




たとえば
交通事故で
ケガ



たとえば
飲食店で
食中毒に

交通事故などの
第三者行為による治療で
保険証を使用する場合は、

届出

**が必要
です。**

国保・後期
高齢者医療に
加入の
皆さん!



たとえば
他人のペットに
咬まれた



たとえば
ケンカ等
傷害行為

医療機関の窓口で支払った一部負担金以外の医療費は、保険者(市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合)が一時的に立て替え、後で相手(損保会社等)に請求します。届出がないと、保険者の負担が増加し、保険料(税)の増額につながる場合がありますので、お住いの市区町または国保組合の窓口へ届出が必要です。

